

ネオントランスの処理について

1. J E S C O 北海道事業所での処理状況（令和 3 年 3 月末時点）

処理済み量【トン】	未処理量（荷姿登録登量）【トン】
6.2	4.2

※ネオントランスの大部分は他の安定器等とまとめて処理されているため、ネオントランスとして登録されたものみの処理量は少なくなっている。

2. P C B 特措法の届出数（令和 2 年 3 月末時点）

	保管量【台】	使用中の量【台】
北海道・東京事業エリア	440	224

※日本サイン協会の協力を得て、各自治体において掘り起こし調査を実施。

※環境省が平成 28 年に実施したモデル調査において、PCB 含有のネオントランスは発見されなかった。

※平成 16 年に北海道が屋外広告条例で許可されたネオンサイン台帳に基づき、P C B 含有の可能性のある昭和 51 年以前に設置された広告について、14 振興局管内を対象とした調査を行ったところ、2 件、高濃度 P C B 廃棄物であることが判明し、届出に至ったケースがあった。

以上